

近江八幡八日市都市計画区域 公聴会

公述申出についての注意事項

1. 公聴会の開催日時、場所

- 令和8年1月26日（月） 午後1時から
東近江市役所新館 319 会議室（東近江市八日市緑町10番5号）
- ※「公聴会」とは、県が都市計画の案を作成する際に、住民の方が公開のもとでその案について意見を述べることができる場です。また、公聴会の場で意見を述べる人のことを、「公述人」と呼びます。

2. 公述を希望する方

- 今回の公聴会では、今回都市計画を変更する近江八幡八日市都市計画区域内の市町に住所を有する方に限り、公述申出をすることができます。
- また、実際に意見を述べていただく公述人は、以下に従って事前に公述を申し出た方の中から、知事が選定します。

3. 公述申出の受付期間

- 令和8年1月6日（火）～令和8年1月19日（月）
(土曜日および日曜日を除く)
- また郵送の場合は、この期間内に下記の「公述申出書提出先」に到着したものをお効とします。
- なお受付時間は、各提出先機関の勤務時間内とします。

4. 提出書類

- ① 「公述申出書」（必要事項に記入もれが無いようにしてください）
- ② 「意見の要旨」（公述したい意見の内容を簡潔にまとめてください）

5. 公述申出書提出先

- 滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- 近江八幡市都市整備部都市計画課 〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8
- 東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
- 日野町建設設計画課 〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地
- 竜王町建設設計画課 〒520-2592 蒲生郡竜王町小口3番地

近江八幡八日市都市計画区域 公聴会

6. 「意見の要旨」を書く際の注意事項

- ① 「意見の要旨」は、800字（400字詰め原稿用紙2枚）以内でお願いします。（※配布する原稿用紙以外の紙も使用可能ですが、冒頭に「意見の要旨」との記載と、申出者の氏名を記載願います。）
- ② 公述申出の意見は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」または「区域区分」の変更案に関するもので、公共的公益的立場からの意見をお願いします。

7. その他の注意事項

- ① 公聴会は、公開の場で意見を述べる場となります。報道機関へも事前に開催のお知らせをしますので、当日は取材録音等がなされることがあります。また、公述いただく内容は、議事録等に記載され、一般に公開されることがありますので、予め御了承願います。
- ② 公聴会の運営の都合から、公述申出をされた方全てが公述できない場合や、公述時間を制限する場合がありますので、御了解願います。
- ③ 公述申出された方には、受付期間が終了した後、申出があった全ての意見の内容を勘案した上で、公述していただくか否かを、公聴会開催日までに、改めて御連絡いたします。
- ④ 提出いただいた書類は、返却いたしませんので御了解願います。

8. 問い合わせ先

滋賀県土木交通部都市計画課 都市計画係

電話番号：077-528-4182 FAX番号：077-528-4906